

第 7 5 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

公の施設の名称 及 び 所 在 地	長岡京市立神足ふれあい町家 長岡京市神足二丁目 1 3 番 1 0 号
指 定 管 理 者	長岡京市開田一丁目 5 番 5 号 特定非営利活動法人乙訓障害者事業協会 代表理事 生田 一朗
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

長岡京市立神足ふれあい町家指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集(公募)について

募集受付期間：令和6年9月3日～9月10日

募集周知方法：①広報長岡京8月号に募集記事掲載

②長岡京市のホームページに募集記事掲載(8月1日～)

2 応募者について

応募者数：1件

応募者名：特定非営利活動法人乙訓障害者事業協会

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和6年10月9日(水)

午後1時40分から40分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

- (1) ふれあい町家としての事業をはじめ、長岡京市の市民が集い、ふれあい、交流できる場の提供ができると認められること。
- (2) 展示、イベント等に関する実績の有無。
- (3) 飲食サービスの提供の実績。
- (4) 事業計画書によるふれあい町家の運営が市民の利用を拡大し、サービスの向上が図られるものであること。
- (5) 事業計画の内容がふれあい町家の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図れるものであること。
- (6) 事業計画書に沿った、ふれあい町家の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。